

札幌市普通河川における無許可橋梁の是正・指導要綱

令和5年8月31日 下水道河川局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、普通河川において無許可で設置されている橋梁を対象に是正・指導を行い、当該橋梁に起因する河川の流水阻害や落橋等による溢水により発生する被害の防止及び河川占用料の支払いに関する公平性の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「普通河川」とは、札幌市普通河川管理条例（平成12年条例第28号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する普通河川をいう。
- (2)「無許可」とは、条例第10条第2号の規定に基づく河川敷地の占用許可及び同条第4号の規定に基づく工作物の設置許可を受けていない状況をいう。
- (3)「橋梁」とは、函渠、管渠、PC床版橋、木橋などの形式で設置された渡河施設の総称をいう。

(是正・指導の担当職員)

第3条 是正・指導を行う担当職員（以下「担当職員」という。）は、条例第20条第1項に規定する河川監理員及び事業推進部河川管理課に所属する職員とする。

(是正・指導の対象者)

第4条 是正・指導の対象者（以下「対象者」という。）は、無許可橋梁の所有者とする。

(工作物設置許可及び申請等の指導)

第5条 土地利用を図る上で現在利用され、かつ、現状で渡河施設として必要と判断できる橋梁については、必要に応じて構造改修又は架け替えを行わせることにより許可工作物として許可を与えるものとする。この場合の構造改修又は架け替えの必要性については、橋梁の構造や使用状況、治水上の支障の有無等により事業推進部河川管理課長が判断する。

- 2 前項の橋梁について、担当職員は対象者に対し、必要に応じて構造改修又は架け替えを行い許可申請するよう指導を行う。

(不適切利用の是正・指導)

第6条 前条において、橋梁の上に自動車や倉庫、資材等の物品等が置かれている場合、担当職員は対象者に対し、物品等を除却するよう指導を行う。

(河川敷地占用許可申請等の指導)

第7条 第5条において橋梁の設置箇所に河川敷地がある場合、担当職員は対象者に対し、河川敷地の占用許可申請及び占用料の支払いをするよう指導を行う。

(撤去指導)

第8条 担当職員は、現在利用されていない橋梁又は現状で渡河施設として必要と判断できない橋梁について、対象者に対し、橋梁を撤去するよう指導を行う。この場合において、撤去に時間を要するときは、必要に応じて橋梁を通行止めにする等の安全対策を講じるよう指導を行う。

- 2 前項において、撤去の前に落橋や橋梁の一部の落下等によって事故が発生した場合や、河川施設に損傷を与えた場合、担当職員は対象者に対し、対象者の責務により事故対応及び復旧をするよう指導を行う。ただし、豪雨や地震等の自然現象により発生した事故又は河川施設の損傷についてはこの限りでない。

(指導方法)

第9条 第5条から前条までの指導を行う場合、担当職員は対象者に対し、是正・指導文書を交付しできるだけ速やかに許可申請又は是正をするよう指導を行う。ただし、軽易な施設の撤去指導等においては口頭による指導とすることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事業推進部河川担当部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。